

こんなとき忘れずに届出を

		届出に必要なもの
20歳になったとき	自営業や学生の方などは、必ず加入の届出を（厚生年金・共済組合の加入者は除く）	印かん
会社などに勤めるようになったとき	扶養している配偶者がいる人は、合わせて第3号被保険者の届出を	印かん、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証
会社などをやめたとき	扶養している配偶者がいる人は、合わせて届出を	印かん、本人・配偶者の年金手帳、退職年月日のわかる書類
第3号被保険者の配偶者が会社などを変わったとき	厚生年金保険⇔共済組合 共済組合⇔共済組合 厚生年金保険⇔厚生年金保険	印かん、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証、退職年月日のわかる書類、第3号被保険者該当届
配偶者の扶養になったとき	結婚したときや収入が減ったとき	印かん、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証、第3号被保険者該当届
配偶者の扶養からはずれたとき	離婚したときや収入が増えたとき	印かん、本人・配偶者の年金手帳、健康保険証、扶養からはずれた日のわかる書類
住所・氏名が変わったとき	住民票の届出と同時にできます。	印かん、年金手帳
付加保険料の納付を希望するとき	第1号被保険者で希望する人は月額400円を納めます。（国民年金基金加入者は除く）	印かん、年金手帳

20歳になったら 国民年金に加入

保険者には付加保険料を上乗せして納めることにより将来加算されてもらうことのできる付加年金。老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、年金を受けずに死亡した場合に妻が60歳から65歳まで支給される寡婦年金、3年以上保険料を納めた人が年金を受けずに死んだ場合、遺族に支給される死亡一時金があります。

保険料の未納と免除は大きな違い

経済的な理由から、どうしても保険料が納められない時は、保険料が免除されることがありますが、年金額を計算する時その期間分を3分の1に減額する

ことになりませんが、ゆとりができた時に10年前分までを納めることができます。

しかし、未納の場合は今まで納めた保険料も掛け捨てになる危険性があるばかりか、その未納分を納めようとしても2年前分の納入しかできません。

こんなときは届出を

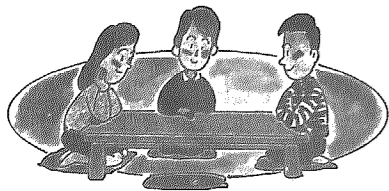
成人、就職、退職、結婚、引越などライフスタイルが変わった時には、必ず届け出てください。

届け出を忘れると、保険料未納となり、将来年金を受けられない場合もありますので、ご注意ください。

～こんなとき こんな年金が～

不幸にして亡くなったとき

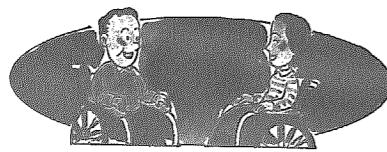
遺族基礎年金



国民年金加入中の死亡または老齢基礎年金を受ける資格期間（原則として25年）を満たした人が死亡したとき、その人によって生計を維持されていた子のある妻が受けられます。また、死亡した人に生計を維持されていた子供が受け取る場合は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、あるいは1級・2級の障害のある子の場合には20歳になるまで支給されます。

病気やケガで障害者になったとき

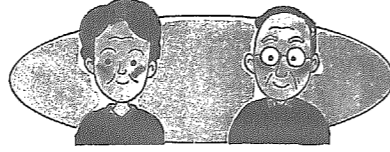
障害基礎年金



加入中に病気やケガで、法で定められている障害の程度にあてはまる障害が残ったとき、受けられます。お年寄りだけでなく、若い人（20歳から）にも一定の安心を与えてくれる年金です。

65歳になったとき

老齢基礎年金



私たちが老後を安心して生活する助けとして支給されるものです。65歳から一生涯受けられ、年金額は保険料納付月数により異なります。

詳しくは役場住民課年金係へ問い合わせしてください。

国民年金に加入

加入種別	加入届出先	届出に必要なもの	保険料
第1号被保険者 自営業・自由業・農林漁業・学生 フリーアルバイト・無職など	役場 国民年金 担当窓口	印かん *第2号被保険者から第1号被保険者に変更される方は年金手帳と退職証明書もご持参ください。 	☆確実に便利な口座振替をお勧めします。 口座振替なら、一度手続きをしておけば、あなたが指定した口座から自動的に振り込まれますので忙しい方や不在がちな方に大変便利です。 ・定額保険料 平成8年度：月額12,300円 ・付加保険料 1か月400円+月額12,700円
第2号被保険者 会社員・公務員	勤務先が加入手続きの一切を行いますので、手続きの必要はありません。		給料から厚生年金保険料、共済組合掛金として差し引かれ、加入年金制度からまとめて納められます。
第3号被保険者 厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者	役場 国民年金 担当窓口	印かん・健康保険証・配偶者の年金手帳・第3号被保険者該当届（市区長村役場の国民年金の窓口にあります） *第2号被保険者から第1号被保険者に変更される方は年金手帳と退職証明書もご持参ください。	配偶者（夫または妻）の加入している年金制度でまとめて負担しますので、国民年金保険料を納める必要はありません。
任意加入被保険者 日本国籍があり、国外に住んでいる20歳以上65歳未満の人など（特例あり）	役場 国民年金 担当窓口	印かん・年金手帳 *老齢（退職）年金受給者は年金証書もご持参ください。 	国民年金保険料をお納めください ☆口座振替が便利です。

加入していますか 国民年金

わが国では、安心して老後を通り越せるように、20歳になれば全ての国民がなんらかの形で国民年金に加入することになっています。

ところが、会社勤めや公務員などの人を除けば、国民年金の加入は自分で届けなくてはならないため、ついすっかり加入を忘れてしまう人も少なくなく、その結果、老後に保障されている国民年金を受けられなくなる可能性がありますので、加入し忘れていないか、ぜひお確かめください。

加入の種類は3種類

国民年金の加入の仕方には、自営業・自由業・学生などが加入する第1号被保険者、会社員・公務員が加入する第2号被保険者、厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者が加入する第3号被保険者に別れます。

国民年金から支給される年金

主に老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の3種類がありますが、その他、第1号被